

福井 2 丁目町内会デジタル機器取扱要領

1 デジタル機器

ここで、デジタル機器とはパソコンをいう。
なお、スマホは含まない。

2 機器の貸与

町内会活動に必要な機器については、必要とする役員への機器の貸与を原則とし、役員会において、貸与の必要性を判断する。なお、町内会での機器購入に際しては、購入の概算金額を役員会にて審査する。

3 機器の耐用年数

機器の耐用年数は 6 年に設定するが、長期使用を奨励する。なお、破損した場合は速やかに町内会に返却し、役員会にて再購入について審議する。

4 機器の返却

役員退任、使用必要性の変更など、機器を必要としなくなった場合は、町内会へ返却する。なお、返却された機器については、使用者を含め、希望者への有償による譲り渡しを可能とするが、役員会の審査承認事項とする。

5 個人所有の機器を使用する場合

個人所有のデジタル機器を町内会活動に使用する場合は、その残価、使用割合を役員会で審議し、デジタル機器使用の謝礼を支払う。

参考 1：原価償却一定額法

- ・個人購入後 2 年使用していたパソコンを町内会活動に利用

残価 150,000 円*4 年/6 年=100,000 円

使用割合 80%の場合、100,000 円*80%/4 年（4 年間につき、年間 20,000 円）

使用割合 20%の場合、100,000 円*20%/4 年（4 年間につき、年間 5,000 円）

- ・6 年以上のパソコンの使用（謝礼の率として 20%の取扱いとする）

使用割合 80%の場合、150,000 円*80%/6 年*（20%）→ 4,000 円/年

使用割合 20%の場合、150,000 円*20%/6 年*（20%）→ 1,000 円/年

参考 2：使用割合例 会長 80%、会計部長 20%、その他申し出による

附 1

- 1 この要領は、令和 8 年 5 月 23 日開催の役員会において制定した